

Weather Company Alerts for Engagement

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

1. クラウド・サービス

IBM Weather Company Alerts for Engagement は、「危険」に見舞われることが予測される監視対象の地域の「データ」を受信する機能をお客様に提供します。「データ」とは、本 SD に記載されたとおり、「クラウド・サービス」により提供される、過去の気象データおよび予報される気象データ（予報、天気図、注意報・警報および図表を含みますが、これらに限定されません。）をいいます。「危険情報」は、気象アラートが発表されるきっかけになる事前の注意喚起の気象条件、しきい値および期限になります。各「クラウド・サービス」基本オファリングには、異なるアウトバウンド・アラート通信方法へのアクセス、スタンダード版「危険情報」、プレミアム版「危険情報」、および政府機関による注意報・警報に関する所定数が含まれています。監視対象の地域に影響を及ぼすと予測される指定された各気象現象については、指定のお客様のエンドポイント、電子メール・アドレス、または電話番号に対して、気象情報が「デジタル・メッセージ」により送信されます。

フィーチャー	Weather Company Alerts for Engagement Essentials	Weather Company Alerts for Engagement Advanced	Weather Company Alerts for Engagement Enterprise Integration
管理用アカウント	無制限	無制限	無制限
通信方法	電子メール、API	電子メール、API	API のみ
政府機関による注意報・警報	5	10	10
スタンダード版「危険情報」	5	10	10
プレミアム版「危険情報」	0	5	5

「政府機関による注意報・警報」には、アメリカ国立気象局の注意報や警報といった公表データに基づいた、該当する国や地域に対して政府機関が発表する気象注意報・警報が含まれます。

スタンダード版「危険情報」は、専有の「データ」および予報モデルに基づいた気象アラート・タイプです。積算雨量、積雪量、強風、最高気温および最低気温などは一例です。

プレミアム版「危険情報」は、専有の「データ」および予報モデルに基づいた、複合的で拡張論理方法による超局地的なアラート・タイプです。ひょう、落雷および着氷量に関するアラートは一例です。本オファリングに対する「クラウド・サービス」の API 制限は、「登録」ごとに 1 時間あたり 20 件の API 呼び出しを上限とします（すなわち、「1,000 登録」の場合は、1 時間あたりの上限が 20,000 件の API 呼び出しになります。）。「登録」の API 呼び出し、またはロケーション情報の更新は、1 カ所につき 3 分に 1 回を頻度の上限とします。

1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

1.1.1 Weather Company Alerts for Engagement – Government Add-On

本サービスでは 5 つの追加の政府機関警報が「1000 登録」ごとに提供され、Weather Company Alerts for Engagement Essentials サービスに限り使用可能です。

1.1.2 Weather Company Alerts for Engagement – Standard Perils Add-On

本サービスでは 5 つの追加のスタンダード版「危険情報」が「1000 登録」ごとに提供されます。

1.1.3 Weather Company Alerts for Engagement – Premium Perils Add-On

本サービスでは5つの追加のプレミアム版「危険情報」が「1000登録」ごとに提供され、Weather Company Alerts for Engagement Essentials サービスに限り使用可能です。

1.1.4 Weather Company Alerts for Engagement – US and Canada SMS Add-On

本サービスでは、「1000登録」ごとに、米国およびカナダでのみアラートのSMSによる提供がサポートされ、Weather Company Alerts for Engagement Essentials または Advanced のいずれかのオファリングに限り使用可能です。

1.1.5 Weather Company Alerts for Engagement – Europe SMS Add-On

本サービスでは、「1000デジタル・メッセージ」ごとに、ヨーロッパでアラートのSMSによる提供がサポートされ、Weather Company Alerts for Engagement Essentials または Advanced のいずれかのオファリングに限り使用可能です。

1.1.6 Weather Company Alerts for Engagement – Asia, Africa, LATAM SMS Add-On

本サービスでは、「1000デジタル・メッセージ」ごとに、アジア、アフリカ、およびラテンアメリカでアラートのSMSによる提供がサポートされ、Weather Company Alerts for Engagement Essentials または Advanced のいずれかのオファリングに限り使用可能です。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://www.ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=04F62F7099FC11E6A121FF7B62CD6B8A>

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

3.1 サービス・レベル・アグリーメント

IBM は、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)をお客様に提供します。IBM は、下表のとおり、「クラウド・サービス」の累積的な可用性に基づき、適用しうる最大の補償を適用します。「可用性」は、契約月における分単位の総時間数から、契約月における「サービス・ダウン」の分単位の総時間数を差し引き、それを契約月における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。「サービス・ダウン」の定義、請求のプロセス、サービスの可用性の問題に関して IBM に連絡する方法については、IBM の「クラウド・サービス」のサポート・ハンドブック (https://www.ibm.com/software/support/saas_support_overview.html) に掲載されています。

可用性	クレジット (月額サブスクリプション料金のパーセント*)
99.9% 未満	2%
99.0% 未満	5%
95.0% 未満	10%

*サブスクリプション料金は、請求対象月に関して約定した料金です。

3.2 テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポート(サポート窓口の連絡先情報、重大度レベル、サポート利用可能時間、応答時間、その他のサポート情報およびサポート・プロセスなど)を参照するには、IBM

サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/>) の「クラウド・サービス」を選択します。

4. 料金

4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「個別契約書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「登録」とは、「クラウド・サービス」の利用により管理、処理される、または「クラウド・サービス」の利用に関連する、それぞれの固有の登録をいいます。

本「クラウド・サービス」において、1つの「登録」は、「データ」が本「クラウド・サービス」によって直接的または間接的に当該の個人に送信されるのかどうかに関係なく、「データ」の受信者と場所の組み合わせになります。「クラウド・サービス」で提供される直接メッセージ送信オプション(例: 電子メール、SMS、ネイティブ・プッシュ、API 経由の HTTP エンドポイントへのプッシュ、その他)について、受信者に「データ」を送信するために使用される各送信方法は、1つの登録として数えられます。

- 「デジタル・メッセージ」は、「クラウド・サービス」により管理または処理される電子的な通信です。

本「クラウド・サービス」において、「デジタル・メッセージ」は1つの SMS メッセージに相当します。

5. 追加条件

2019年1月1日より前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs> に掲載されている条件を適用します。

5.1 利用に関する制限

- a. お客様は、「クラウド・サービス」や「データ」を、ターゲットを絞った広告やトリガー方式の広告として使用したり、テクノロジーに接する消費者ユーザーの所在地に関連する「データ」に基づいた広告(天気誘因になる広告など)を提供したりしないものとします。
- b. お客様は、「データ」および「派生コンテンツ」を、テレビやラジオ放送(無線、有線、衛星放送など)、または、あらゆる方法や媒体を通したり、使用したりして配信されたサブスクリプション方式のストリーミング・サービス(Sling Television、Netflix、Hulu、Amazon Prime Video、HBO GO、またはラジオに相当するものなど)により提供される種類のオフリングの一部として使用しないものとします。
- c. お客様は、i) 商業上合理的な努力をもって、「データ」の部分がお客様のコンピューター・システム、製品または管理下(以下、「お客様による管理」といいます。)から収集または抽出されることを防止し、ii) 「お客様による管理」から「データ」が収集または抽出されたことが明らかになったか、またはその合理的な疑いが生じた場合は、速やかに書面にて IBM に通知するものとします。これを受けて両当事者は、お客様がかかる行為を軽減し、再発を防止するための商業的に合理的な計画を誠実に協議するものとします。両当事者がかかる計画に合意できなかった場合には、IBM は、「お客様による管理」に属する「データ」を保護するために必要な措置が講じられるまで、「データ」の提供を停止する権利を有します。
- d. お客様は、API ならびに関連する仕様および文書は IBM の機密情報であり、本「サービス記述書」の条件に従わない使用および開示は認められないことに同意します。
- e. お客様は、IBM が、自己の裁量で、「データ」のスタイル、形式、または内容を随時変更したり、「データ」の部分を除くまたは中止したりできることを了承します。ただし、IBM は、「データ」の重大な変更に関して、同様の立場にある顧客に連絡する際には、連絡先にお客様を含めるものとします。

- f. 「第三者が接するアプリケーション」で表示されるデータには属性が必要です。お客様は、API 文書に規定された API ごとの属性要件を遵守する必要があります。
- g. お客様は、お客様による「データ」の使用が許可されるか否かを自ら判断し、必要な場合は、「データ」を実行または使用する国や地域において、必要なすべての使用許諾、許可、承認もしくは認可を政府機関から取得する責任を負います。また IBM の本「サービス記述書」に基づく義務は、上記のことを条件とします。
- h. お客様が第三者 (例: お客様のエンド・カスタマー、ビジネス・パートナー、または製品およびサービス) がアクセスできる形式または方法で、「データ」を表示、転送、提示、配布、実演またはその他の方法で発信する場合 (以下「第三者が接するアプリケーション」といいます。) は、お客様は以下のことに同意します。
 - (1) お客様は、現在または今後の気象や大気の状態を示すか、それらを分析することを基本的な目的とする「第三者アプリケーション」の一部として、またはかかるアプリケーションを作成するために、直接的または間接的に「データ」を使用することを禁じられます。
 - (2) お客様の「第三者が接するアプリケーション」は、第三者のデータに関連して「データ」を使用しないものとします。ただし、連邦政府機関、州政府機関、または現地政府機関もしくは政府が管理する団体から直接受け取った気象または気象関連のコンテンツは除きます。またお客様は、「第三者が接するアプリケーション」で表示される「データ」に隣接して、IBM またはその関連会社 (地域内、領域内、国内、または海外かを問わない。) 以外の気象サービスのプログラムまたはコンテンツの広告を表示しないものとします。
 - (3) お客様は、「データ」の部分に含まれるか、または掲載された、特定の気象情報、データ、または予報を変更することはできません。また、その他「データ」を編集、修正、変更、およびその二次的著作物を作成しないものとします。
 - (4) お客様は、「第三者が接するアプリケーション」または「データ」に隣接して広告されるお客様の製品もしくはサービスに含まれるその他の「コンテンツ」について、IBM が提供、是認、資金援助、保証、または承認することを、直接的にも間接的にも示唆しないものとします。

5.2 クラウド・サービスおよびデジタル・メッセージ・サービスの合法的利用

「クラウド・サービス」は、お客様が電子的通信を介してお客様のエンド・ユーザーの「データ」を送信することを許可します。ここでいう電子的通信には、お客様がお客様のエンド・ユーザーに関して「クラウド・サービス」にアップロードした個人情報に基づいて「クラウド・サービス」が管理または処理する電子メール、SMS または単一の指定されたお客様が実装したリスナー API によるものが含まれます (以下「デジタル・メッセージ」といいます)。

お客様は、「クラウド・サービス」のお客様による使用が、すべての適用される規則、規制、命令、ステートメント、行動指針、業界ガイドライン、および「クラウド・サービス」の使用に関するプロビジョニング・プロセスの間に行われた適切なキャンペーン申請フォーム・コミットメントを遵守していることに同意します。これには、Telephone Consumer Protection Act、Mobile Marketing Associations Consumers ベスト・プラクティス・ガイドライン、Cellular Telecommunications & Internet Association (CTIA) ガイドラインおよび契約、ならびに電話会社のコンテンツおよび使用標準 (要求に応じて入手可能) (以下総称して「標準」といいます。) が含まれますが、これらに限定されません。

お客様は、(i) お客様が「クラウド・サービス」を使用したことに起因する「標準」の違反、または (ii) IBM およびお客様が互いの代理人、主たる債務者、合弁事業、パートナー、関連会社、代表、従業員、雇用主、または受託者として関連していること、に関連する第三者の請求、損害、損失について、連邦行政機関または州行政機関が課する処罰を含め、IBM、IBM の子会社、関連会社、役員、取締役、代理人、従業員、譲受人および契約者を補償することに同意します。

情報および独立性

IBM は以下を行わず、お客様は IBM が以下を行うことを許可しません。

- a. 通常はお客様の排他的管理内にある、お客様の情報やシステムへアクセスすること。
- b. お客様の「デジタル・メッセージ」の内容をレビューまたは承認すること。

- c. 連絡先リスト、顧客リスト、電話番号、またはお客様の「デジタル・メッセージ」を実際に受け取る者もしくは受け取る可能性のある者に関するその他の情報を提供、レビュー、または承認すること。
- d. 所有権、適切な使用、または有効性を判断するためにお客様から提供された電話番号をレビューし、調査すること。
- e. 電話番号に電話をかけること。
- f. 「クラウド・サービス」のお客様の使用および運用において、お客様が「標準」を遵守していることを監視すること。

お客様は、お客様の代わりに「デジタル・メッセージ」を処理する「クラウド・サービス」に基づく請求および義務から **IBM** を保護し、免責するために必要かつ十分な条件を、お客様のエンド・ユーザーに対して規定し、常に維持することを了承し、これに同意します。